

河南町低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河南町が発注する建設工事(以下「町発注工事」という。)に係る入札について、低入札価格調査制度を実施するにあたり必要な事項を定める。

(調査対象工事)

第2条 この要領は、町発注工事のうち河南町建設工事総合評価落札方式(簡易型)試行要綱(平成20年河南町告示第30号)により入札を行う工事に適用する。

(低入札価格調査基準価格の決定等)

第3条 町長は、町発注工事のうち低入札価格調査制度対象工事(以下「低入札工事」という。)を競争入札に付そうとするときは、当該工事の予定価格算出の基礎となる仕様書、設計書等により、低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を決定し、予定価格調書の調査基準価格欄にその金額を記載するものとする。

(失格基準価格の決定等)

第4条 町長は、低入札工事を競争入札に付そうとするときは、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断する基準価格(以下「失格基準価格」という。)を決定し、予定価格調書の失格基準価格欄にその金額を記載するものとする。

2 失格基準価格は、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

3 失格基準価格を下回る価格で入札した者は、失格とする。

(入札参加者への周知)

第5条 この制度の円滑な運用を図るため、当該入札は低入札工事であることを公告又は入札説明書等に記載し、次のことを入札参加者に周知徹底を図るものとする。

(1) 当該入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び同法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に基づく調査基準価格があること。

(2) 低価格入札者は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(3) 低価格入札者は、事情聴取等の調査に協力すべきこと。

(4) 入札価格の根拠となる資料(以下「根拠資料」という。)の作成及び提出に関すること。

(5) 低価格入札者との契約に係る措置に関すること。

(根拠資料の作成及び提出)

第 6 条 調査基準価格を下回る価格で入札をしようとする者には、根拠資料を様式第 1 号から様式第 11 号により入札書提出期限までに作成させるものとする。

2 低価格入札者が落札候補者となったときは、入札（開札）日の翌日（休日の場合は、翌開庁日）までに根拠資料を持参により提出させるものとする。

3 根拠資料を提出しない場合は、その者を失格とする。

(調査の実施)

第 7 条 河南町低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）は、低価格入札者が落札候補者となった場合は、その者により、当該価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて、次のような内容により、低価格入札者から提出された根拠資料による事情聴取、関係機関への照会等の調査及び審査を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由

当該入札価格で当該工事が安全で良好な施工が可能であるかどうかを確認する。

(2) 入札価格の積算内訳書

ア 設計図書の内容を理解して見積もっているか、内訳書・代価表が配布した金抜設計書の形式で作成されているか、指定数量により積算しているか及び指定工法により施工することとしているか等について確認する。

イ 資材単価、労務単価又は市場単価について、設計単価に比較して相当低いと認められる場合には、当該単価の設定理由について確認する。

ウ 下請業者を予定している場合には、その業者から見積書の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に反映されているかどうかを確認する。仮に書類により確認できない場合には、下請業者からの事情聴取を実施するものとする。

エ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等諸経費の計上が適切かどうかを確認する。

(3) 契約対象工事と関連する手持工事の状況

配置予定技術者（監理技術者）について、他の手持工事の状況との関連を確認する。

(4) 契約対象工事場所付近における手持工事の状況

対象工事場所付近における手持工事及び対象工事に関連する手持工事の状況から間接費の節減が可能であるかどうかを確認する。

(5) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫との関連 (地理的条件)

資機材の運搬・監理等において、地理的条件から経費等の節減が可能であるかどうか、また、緊急時の対応等安全管理に優位性があるかどうかを確認する。

(6) 手持資材の状況

手持資材を当該工事で活用するとしている場合には、具体的な数量・活用方法等について確認する。

(7) 資材の購入先と取引関係

当該工事で使用する資材について、低価格で調達できるとしている場合、購入予定先の見積書等により確認する。

(8) 手持機械の状況

当該工事において手持の建設機械を使用するとしている場合は、所属等を証明する資料等で確認する。

(9) 労務者の具体的供給見通し

労務者の確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かどうか、また、自社の者を従事させる場合には、雇用関係を確認する。

(10) 建設副産物の搬出地

建設副産物の搬出予定地や処理体制等が仕様書に合っているかどうか、また、適切な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。

(11) 過去に施工した公共工事名及び履行状況

過去5年以内に施工した公共工事の1～2例について、施工体制台帳及び請負代金内訳書等の提出を求め内容を確認する。なお、本町における工事実績がある場合には、保存書類により確認する。

(12) 経営及び信用状況

直近の審査基準日の経営規模等評価結果通知表・総合評価値通知書の提出を求め、自己資本額、経常利益額、完成工事高等を調査し、工事を施工する能力があるか、経営状況が著しく悪化していないか、賃金の不払いがないか及び建設業法違反の有無等を確認する。

(13) その他の必要な事項

(低入札価格調査の実施)

第8条 当該工事を所管する課の長は、前条第1号、第2号及び第5号から第10号を、契約検査課長は同条第3号、第4号、第11号及び第12号を低入札価格調査表（様式第12号）により調査を行い、その結果を委員会へ提出し、審査を受けるものとする。

（審査及び報告）

第9条 委員会は、根拠資料により審査を行い、その結果を町長に報告するものとする。

（失格判定基準）

第10条 低入札価格調査における失格となる判定基準は、別表1のとおりとし、この基準に抵触する場合には、契約内容に適合した適切な施工及び品質の確保が困難であると判断する。

（契約内容に適合した履行がなされると認められた場合の措置）

第11条 町長は、調査及び審査の結果、低価格入札者がした入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、当該低価格入札者を落札者とする。

（契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合の措置）

第12条 町長は、調査及び審査の結果、低価格入札者がした入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、低価格入札者を失格とし、落札者としないう旨を低入札価格調査結果通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（調査結果の公表）

第13条 町長は、落札者が決定した後、低入札価格調査の概要（様式第14号）により調査結果を公表するものとする。

（説明の請求等）

第14条 第12条の規定により落札者としないう旨の通知を受けた者で、当該落札者とならなかった理由に不服のある者は、当該通知をした日の翌日から起算して3日（河南町の休日を定める条例（平成元年河南町条例第31号）に定める町の休日を除く。）以内に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

2 町長は、落札者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(誓約書の提出)

第 1 5 条 町長は、低価格入札者を落札者とする場合は、当該落札者に、契約の内容に適合した履行はもとより、工事内容を変更又は追加する必要がある場合の誠意ある対応及び公共工事に適う品質の確保に努める旨の誓約書（様式第 1 5 号）を提出させるものとする。

(低価格入札者との契約に係る措置)

第 1 6 条 町長は、低価格入札者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対して次に掲げる事項を義務付けるものとする。

(1) 契約保証金及び契約解除の違約金の額を請負代金額の 1 0 分の 3 以上とすること。

(2) 前払の金額を請負代金額の 1 0 分の 2 以内とすること。

(3) 工事の配置技術者については、専任で配置するほか、監理技術者または主任技術者をさらに 1 名専任で現場に配置をすること。

(4) 下請負契約を行った場合は、施工体制台帳及び施工体系図を提出すること。

(監督体制の強化等)

第 1 7 条 低入札価格調査を実施した工事にあつては、施工体制台帳及び施工計画書の記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、町長はその理由等について確認するものとし、監督体制の強化に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

失格判定基準

項 目	内 容
1 根拠資料が未提出の場合	1 根拠資料が指定した方法で期日までに提出されない場合 2 根拠資料が全て整っていない場合
2 調査に協力しない場合	1 事情聴取に応じない場合 2 調査時に不誠実な言動がある場合
3 設計仕様等に適合しない場合	1 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満たしていない場合 2 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満たしていない場合
4 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 4 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 5 資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 6 労務費の単価が最低法定賃金を下回っている場合 7 監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 8 下請予定業者の見積額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載価格がいわゆる「指値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
5 建設副産物の処理が適正でない場合	1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合
6 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	1 監理技術者が重複専任となる場合 2 その他法令違反
7 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	1 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における賃金不払件数が 1 以上の場合 2 その他

低入札価格根拠資料報告書

河南町低入札価格調査委員会 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

当社（者）が 年 月 日に入札した「 工事」

に関して、入札書に記載した入札金額の根拠資料として、下記のとおり提出します。

なお、当該資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|----------------------------------|----------|
| 1 当該価格で入札した理由 | 様式第 2 号 |
| 2 入札価格の積算内訳書 | 様式第 3 号 |
| 3 手持工事の状況 | 様式第 4 号 |
| 4 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫、資材置場との関連 | 様式第 5 号 |
| 5 手持資材の状況 | 様式第 6 号 |
| 6 資材の購入先と取引関係 | 様式第 7 号 |
| 7 手持機械の状況 | 様式第 8 号 |
| 8 労務者の具体的供給見通し | 様式第 9 号 |
| 9 建設副産物の搬出地 | 様式第 10 号 |
| 10 過去に施工した公共工事名及び履行状況 | 様式第 11 号 |
| 11 直近の審査基準日の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書 | |

当該価格で入札した理由

工事名

理由

・当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、当該工事場所と事務所・倉庫との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請会社等の協力等の面から記載する。

なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工をすることは当然である。

様式第4号

手持工事の状況

対象工事関連

工 事 名	発 注 者	工 期	金 額	備 考

・対象工事と同種又は同類の手持工事名を記入する。

対象工事場所付近

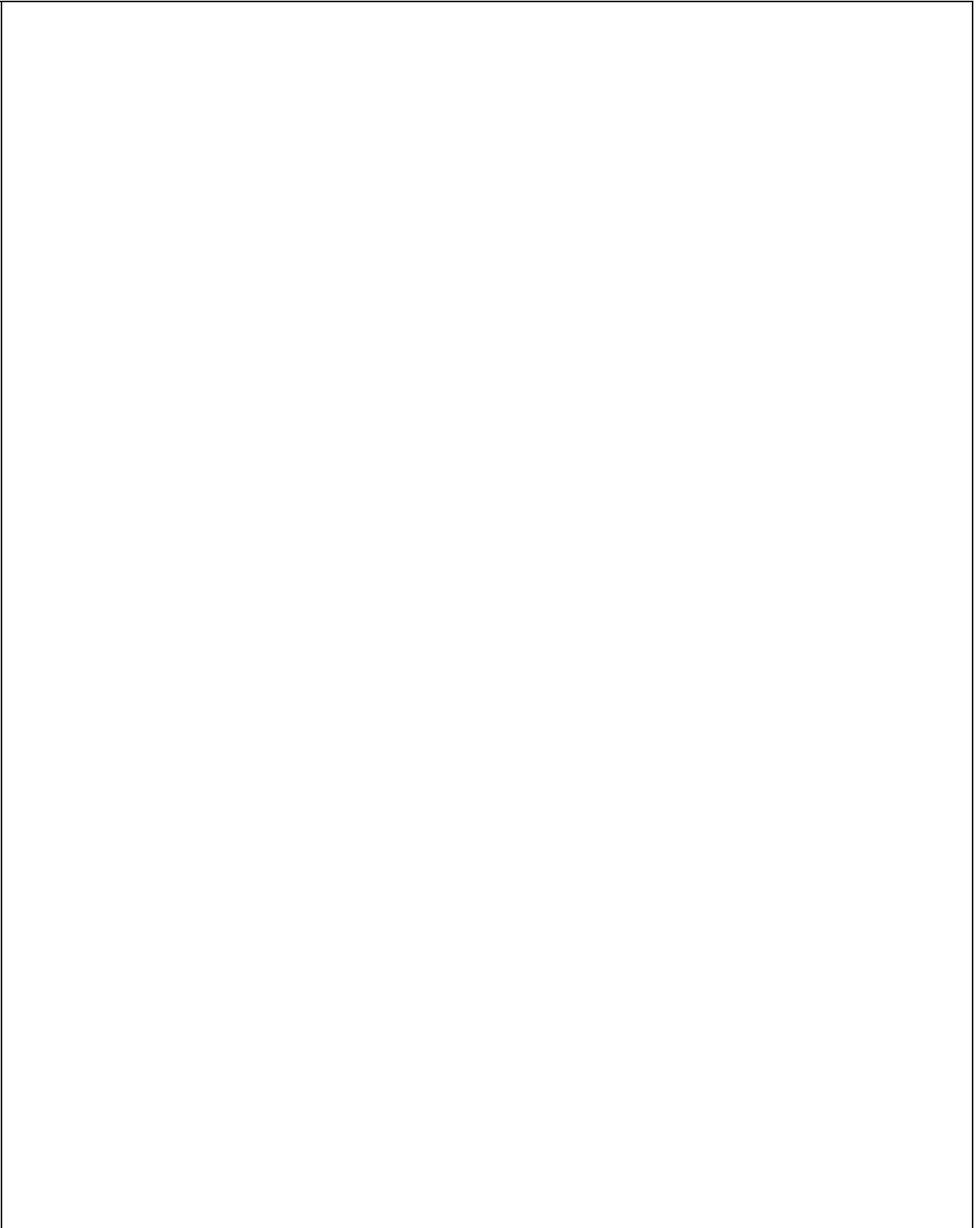
工 事 名	発 注 者	工 期	金 額	備 考

・対象工事場所付近（半径10km程度）での手持工事の件名を記入し、その工事の場所が図面上で確認できること。

また、対象工事の位置も記入すること。図面の縮尺は問わない。

様式第 5 号

契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫、資材置場との関連



・分かりやすい地図で契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫、資材置場との関連が明確になるように記入する。また、所在地も明らかにする。縮尺は問わない。

建設副産物の搬出地

建設副産物	搬出予定地	受入予定価格
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
建設発生木材		
建設発生土		

・当該工事で発生する全ての副産物について記入する。

過去に施工した公共工事名及び履行状況

公共工事名		
発注機関名		
工事場所		
契約金額		
契約工期		
工事成績		
備 考		

・過去5年以内の受注工事を記載し、その中で低入札調査を受けた工事については備考欄にその旨を記入する。

・本町発注以外の工事の場合は、契約書、工事内訳書、施工体制台帳等の写しを添付する。

低 入 札 価 格 調 査 表

年 月 日

工事名 _____

業者名 _____

番号	調査項目	確 認 事 項	可	否	備 考
1	その価格により入札した理由	当該入札価格で当該工事が安全で良好な施工が可能か			
2	入札価格の積算内訳書 ①仕様及び数量	設計図書の内容事項を理解しているか			
		内訳書・代価表が配布した金抜設計書の形式で作成されているか			
		指定数量により積算しているか			
		指定工法により施工することとしているか			
	入札価格の積算内訳書 ②資材単価、労務単価又は市場単価	設計単価に比較して相当低い単価となっていないか			
	入札価格の積算内訳書 ③下請業者からの見積	下請を予定している場合、下請に係る見積り額が積算内訳に反映されているか			
	入札価格の積算内訳書 ④共通仮設費	安全管理等共通仮設費の計上が適切か			
3	入札価格の積算内訳書 ⑤現場管理費	現場管理費の計上が適切か			
		入札価格の積算内訳書 ⑥一般管理費	一般管理費の計上が適切か		
		契約対象工事と関連する手持工事の状況	配置予定技術者（監理技術者）について他の手持工事との関連があるか		
4	契約対象工事場所付近における手持工事の状況	契約対象工事場所付近における手持工事の状況から間接費の節減が可能か			
5	契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫との関連	資機材の運搬・監理等において、地理的条件から経費の節減が可能か			
		緊急時の対策等安全管理に優位性があるか			
6	手持資材の状況	手持資材を当該工事で活用している場合は、低価格との関連性が認められるか			
7	資材の購入先と取引関係	当該工事で使用する資材について、低価格で調達が可能としている場合、購入予定先の見積書により確認できるか			
8	手持機械の状況	当該工事において手持機械を使用している場合は、所属等を証明する資料により確認できるか			
9	労務者の具体的供給見通し	労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能か			
		労務者について、自社の者を従事させる場合には、雇用関係が確認できるか			
10	建設副産物の搬出地	建設副産物の搬出予定地や処理体制が、仕様書に合っているか			
		適切な処理を行っている搬出地を選定しているか			
11	過去に施工した公共工事名及び履行状況	過去5年以内に施工した公共工事の1～2例について、施工台帳及び請負代金内訳書等の提出により内容を確認できるか			
12	経営及び信用状況	直近の審査基準日の経営規模等評価通知書・総合評価値通知書により、工事を施工する能力があるか			
		直近の審査基準日の経営規模等評価通知書・総合評価値通知書により、経営状況が著しく悪化していないか			
		直近の審査基準日の経営規模等評価通知書・総合評価値通知書により、賃金の不払いがないか			
		建設業法違反はないか			

記入方法

- ・「可」、「否」の欄には、該当するものに「✓」を記入すること。
- ・「否」の欄に「✓」を記入した場合は、その理由を記載すること。

調査員 _____ (印)

調査員 _____ (印)

様

河南町長

低入札価格調査結果通知書

先に入札を行った工事について、貴社の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回ったため調査を行った結果、下記のとおり落札者としませんので通知します。

記

1	入札日	
2	工事名	
3	工事場所	
4	落札者とし ない理由	

低入札価格調査の概要

工 事 名 _____

調査対象業者名 _____

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	
2 入札価格の詳細な積算根拠	
3 契約対象工事と関連する手持工事の状況	
4 契約対象工事場所付近における手持工事の状況	
5 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫との関連	
6 手持資材の状況	
7 資材の購入先と取引関係	
8 手持機械の状況	
9 労務者の具体的供給見通し	
10 建設副産物の搬出地	
11 過去に施工した公共工事名及び履行状況	
12 経営の信用状況	
13 その他の必要な事項	
14 失格判定基準に該当するか否かの判定	

様式第15号

誓約書

年 月 日

河南町長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日に契約しました

工事については、当社

の総力をあげ、関連法規を遵守し、町監督員の指示に従い、契約に示された内容に適合した履行をすることはもとより、工事内容を変更又は追加する必要がある場合においては誠意をもってこれに対処し、公共工事に適う品質を確保するとともに工事の安全にも万全を期すことを誓約します。